

瑞江ホーム東部デイサービスセンター、瑞江ホーム東部介護予防センター 概要

料金表	フロア	タイプ	サービス事業所名、（通称）、提供時間	ご利用対象者	送迎	入浴	食事	1日定員	体験・見学
①	2F	1日型	瑞江ホーム東部デイサービスセンター （温活デイ） 9:30～15:30前後で6～7時間	要介護1～5	○	○	○	18	送迎可、食事無料
②		1日型	瑞江ホーム東部デイサービスセンター （温活デイ） 10:30～14:45前後で4～6時間	事業対象者 要支援1・2	○	×	○		送迎可、食事無料
③	3F	1日型	瑞江ホーム東部デイサービスセンター （脳活デイ） 9:30～15:30前後で6～7時間	要支援1・2 要介護1～5 ※要認知症診断	○	○	○	12	送迎可、食事無料
④	4F	2時間	瑞江ホーム東部介護予防センター （歩いて通うデイサービス） 10:30～12:30の2時間	事業対象者 要支援1・2	×	×	×	18	ご自身での来所となります
自立（介護保険非該当） ※この場合はサービスのご利用ができません									

主な送迎エリア：

一之江1～8丁目、江戸川1～4丁目、篠崎町1～8丁目、下篠崎町、新堀1～2丁目、
西瑞江3～5丁目、春江町1～5丁目、東篠崎1～2丁目、東瑞江1～3丁目、瑞江1～4丁目、
南篠崎町1～5丁目、谷河内1～2丁目、その他エリアに関してもご相談ください。

ご相談については
TEL：03-3678-3765
までお願いいたします。

料金表（令和8年6月1日版）※目安の金額となります

①	要介護度	1割負担の場合	その他加算費用 ※1割負担の場合	昼食・おやつ・ 飲み物代	1回あたり 合計目安額	左記、その他加算費用について
	要介護1	739円	150円	700円	1,589円	(該当される方のみ) ・入浴介助加算Ⅰ (全てのご利用者様が該当) ・サービス提供体制加算Ⅲ ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ・□ ※左記目安額は、入浴ありを 想定した額となっています
	要介護2	873円	166円	700円	1,739円	
	要介護3	1,009円	183円	700円	1,892円	
	要介護4	1,144円	200円	700円	2,044円	
	要介護5	1,278円	217円	700円	2,195円	
	瑞江ホーム東部デイサービスセンター（温活デイ） 1日型					
②	要介護度	1割負担の場合	その他加算費用 ※1割負担の場合	昼食・おやつ・ 飲み物代	1回あたり 合計目安額	左記、その他加算費用について
	要支援1 事業対象者	491円	105円	700円	1,296円	(全てのご利用者様が該当) ・サービス提供体制加算Ⅲ ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ・□・19未満
	要支援2	494円	88円	700円	1,282円	
	要支援1は週1回（月4回）、 要支援2は週2回（月8回）ご利用の場合を想定して 計算しています					
	瑞江ホーム東部デイサービスセンター（温活デイ） 1日型					
③	要介護度	1割負担の場合	その他加算費用 ※1割負担の場合	昼食・おやつ・ 飲み物代	1回あたり 合計目安額	左記、その他加算費用について
	要支援1	844円	285円	700円	1,829円	(該当される方のみ) ・入浴介助加算Ⅰ
	要支援2	945円	309円	700円	1,954円	
	要介護1	977円	317円	700円	1,994円	(全てのご利用者様が該当) ・サービス提供体制加算Ⅰ ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・□ ※左記目安額は、入浴ありを 想定した額となっています
	要介護2	1,082円	341円	700円	2,123円	
	要介護3	1,184円	366円	700円	2,250円	
	要介護4	1,289円	390円	700円	2,379円	
	要介護5	1,395円	416円	700円	2,511円	
	瑞江ホーム東部デイサービスセンター（脳活デイ） 1日型 ※要認知症診断					

料金表（令和8年6月1日版）※目安の金額となります

要介護度	1割負担の場合	その他加算費用 ※1割負担の場合	おやつ・ 飲み物代	1回あたり 合計目安額	左記、その他加算費用について
要支援1 事業対象者	324円	124円	提供なし	448円	(全てのご利用者様が該当) ・サービス提供体制加算Ⅰ ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ未満
要支援2	324円	107円	提供なし	431円	
④ 要支援1は週1回(月4回)、 要支援2は週2回(月8回)ご利用の場合を想定して 計算しています					
瑞江ホーム東部介護予防センター(歩いて通うデイサービス) 2時間					

なお費用については、3年に1回、国や自治体による見直しがあり改定となります。

(昼食代・おやつ代・飲み物代は改定対象外)

その他、消費税法改正等により、例外的に費用の見直しが行われる場合があります。